平成２１年（フ）第２５５号
静岡県富士宮市精進川2748番地の20
破産者　天野　直子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第５４１号
名古屋市名東区藤森１丁目61番地　三和荘201号
破産者　平峯　秀夫
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２９号
名古屋市東区白壁４丁目47番地の１　ベルファース白壁501号
破産者　横山　浩士
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２７号
名古屋市港区野跡５丁目３番１―406号　稲永荘
破産者　本間恭二郎
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３７６号
大阪市東住吉区今林２―３―26、住民票上の住所大阪市平野区平野馬場１丁目３番31号
破産者　八谷　篤樹
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１４７号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目３番６―602号、開始決定時の住所大阪市住之江区西加賀屋３丁目２番16号
破産者　西峰　佳子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４８号
大阪府吹田市江坂町２丁目４番25―701号、前住所大阪府吹田市江の木町16番５―603号
破産者　稲毛　議之
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６４３号
大阪市東淀川区豊里２丁目３番―308号、開始決定時の住所大阪市旭区今市１丁目５―24新栄プロパティー千林Ⅰ203
破産者　渡邊　秀彦
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７号
大阪府東大阪市西石切町７―６―13　フルレ新石切611号、住民票上の住所奈良県天理市田町147番地７
破産者　上村　　洋
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０３４号
福岡市西区野方６―31―８―１―Ａ号室、住民票上の住所大阪市港区波除５丁目６番10―606号
破産者　古谷　陽一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３０５号
奈良県生駒郡三郷町勢野東４丁目14番９号
破産者　小川三喜男
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３８２号
大阪府摂津市鳥飼野々２丁目２番１―605号
破産者　谷崎　潤一
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３０９９号
大阪市平野区加美東１丁目10番３号
破産者　ルーム・インテリアよしおかこと　吉岡　秀雄
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１８６号
兵庫県加東市下滝野1277番地91
破産者　濱野　好弘
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２５６号
大阪市旭区新森４丁目15番16号
破産者　羽田　宏洋
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４３４号
大阪市平野区長吉長原東３丁目９番21―401号
破産者　松村　絹子
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３５６８号
大阪府交野市藤が尾６―12―２　パセオ藤が尾102、住民票上の住所大阪府交野市妙見坂１丁目17番６号
破産者　速水　英二
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４０９１号
大阪府東大阪市東鴻池町４丁目４番20―302号
破産者　東出　修三
1　決定年月日　平成22年９月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部